

# コンビニエンスストア業の

# ベンチマーク制度

## 制度の概要

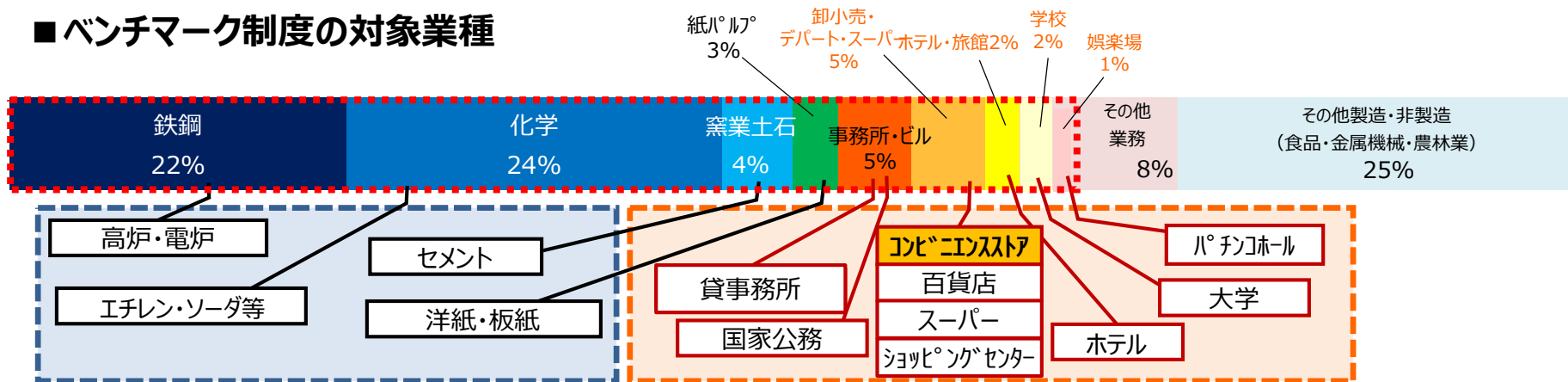
令和3年4月  
資源エネルギー庁

# ベンチマーク制度の目的

- ベンチマーク制度は、原単位目標（5年度間平均エネルギー消費原単位の年1%改善）とは別に、同じ業種・分野で共通の指標（ベンチマーク指標）による目標（目指すべき水準）を定めることにより、**他事業者との比較による省エネ取組の促進を目的**としています。
- ベンチマーク目標は、事業者が中長期的に目指すべき高い水準であり、**上位1～2割となる事業者が満たす水準**として設定されています。
- ベンチマーク目標達成の目標年度は2030年度**です。（目標年度までに、ベンチマーク対象事業者の過半数が達成した場合等には、目標値の見直しを検討します。）
- 目指すべき水準を達成した事業者は**省エネ優良事業者として社名が公表**※<sup>1</sup>されます。

※1 エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づくベンチマーク指標の報告結果について  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/benchmark/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/benchmark/)

## ■ ベンチマーク制度の対象業種



# ベンチマーク制度の対象事業者

- ベンチマーク制度は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）第5条に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の別表第5に掲げる事業における年間のエネルギー使用量が1,500kI以上である者を対象にしています。
- 対象事業者は、省エネ法の定期報告書においてベンチマーク指標の状況について記入する必要があります。

別表第5 ベンチマーク指標及び中長期に目指すべき水準（令和3年4月1日施行）

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
7 A	通常コンビニエンスストアを主として運営する事業（コンビニエンスストア業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類5891に定めるコンビニエンスストアを運営する事業をいう。以下同じ。）のうち主として店舗面積が100㎡以上の店舗（以下「通常コンビニエンスストア」という。）を運営する事業）	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値	707kWh ／百万円以下
7 B	小型コンビニエンスストアを主として運営する事業（コンビニエンスストア業のうち主として店舗面積が100㎡未満の店舗（以下「小型コンビニエンスストア」という。）を運営する事業）	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値	308kWh ／百万円以下

# ベンチマーク目標達成時の評価

- 『事業者クラス分け評価制度※』において、ベンチマーク目標達成事業者は、原単位1%以上の低減を達成していなくてもSクラス（優秀事業者）へ位置付けられます。

※事業者クラス分け評価制度

省エネ法に基づき定期報告書を提出する全ての特定事業者及び特定連鎖化事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。

<b>Sクラス</b> 省エネが優良な事業者	<b>Aクラス</b> 一般的な事業者	<b>Bクラス</b> 省エネが停滞している事業者	<b>Cクラス</b> 注意を要する事業者
<p>【水準】 ※1 ①努力目標達成 または、 ※2 ②<b>ベンチマーク目標達成</b></p> <p>【対応】 優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。</p>	<p>【水準】 Bクラスよりは省エネ水準は高いが、Sクラスの水準には達しない事業者</p> <p>【対応】 特段なし。</p>	<p>【水準】 ※1 ①努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度比増加 または、 ②5年間平均原単位が5%超増加</p> <p>【対応】 注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。</p>	<p>【水準】 Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分</p> <p>【対応】 省エネ法第6条に基づく指導を実施。</p>

※1 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。  
ただし、ベンチマーク対象範囲のエネルギー使用量が事業者全体のエネルギー使用量の過半となる場合に限る。

# (参考) ベンチマーク対象業種一覧 (令和3年4月1日施行)

区分	事業	ベンチマーク指標 (要約)	ベンチマーク目標
1 A	高炉による製鉄業	粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量	0.531kℓ / t以下
1 B	電炉による普通鋼製造業	炉外製錬工程通過の有無を補正した上工程の原単位 (粗鋼量当たりのエネルギー使用量) と製造品種の違いを補正した下工程の原単位 (圧延量当たりのエネルギー使用量) の和	0.150kℓ / t以下
1 C	電炉による特殊鋼製造業	炉容量の違いを補正した上工程の原単位 (粗鋼量当たりのエネルギー使用量) と一部工程のエネルギー使用量を控除した下工程の原単位 (出荷量当たりのエネルギー使用量) の和	0.360kℓ / t以下
2	電力供給業	火力発電効率A 指標 火力発電効率B 指標	A指標:1.00以上 B指標:44.3%以上
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量 (出荷量) 当たりのエネルギー使用量の和	3,739MJ/t以下
4 A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量 再エネ使用率 72%未満 : $-23,664 \times (\text{再エネ使用率}) + 23,664 \text{ MJ/t}$ 以下 再エネ使用率 72%以上 : 6,626 MJ/t以下	6,626MJ/t以下
4 B	板紙製造業	製造品種の違いを補正した板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944MJ/t以下
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量 (当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和) 当たりのエネルギー使用量	0.876以下
6 A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9GJ/t以下
6 B	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出力セイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.22GJ/t以下
7A	通常コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値	707kWh/百万円以下
7B	小型コンビニエンスストア業		308kWh/百万円以下
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値	0.723以下
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.792以下
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.799以下
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値	0.0305kl/m <sup>2</sup> 以下
12	貸事務所業	当該事業を行っている事業所における延床面積あたりのエネルギー使用量を面積区分ごとに定める基準値で除した値	1.00以下
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を、当該キャンパスと同じ学部構成の大学の平均的なエネルギー使用量にて除した値	0.555以下
14	パチンコホール業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を当該パチンコホールと同じ規模、遊技機台数、年間営業時間のパチンコホールの平均的なエネルギー使用量にて除した値	0.695以下
15	国家公務	当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量を当該事務所と同じ面積、職員数の事業所の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.700以下

# コンビニエンスストア業におけるベンチマーク指標及び目標値

## <ベンチマーク指標>

- コンビニエンスストアにおける電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値

$$\text{ベンチマーク指標} = \frac{\text{コンビニエンスストアにおける電気使用量の合計量 (kWh)}}{\text{コンビニエンスストアにおける売上高の合計量 (百万円)}}$$

- コンビニエンスストアとは、直営店舗、加盟店舗を含む全店舗を対象とし、店舗以外の本社や事務所等は対象となりません。
- 対象となる電気は、他人から購入した電気（非化石エネルギー由来の電気と物理的に特定できるものは除く）とし、店舗の事業活動に係る全ての電気（店頭看板・サインポール等含む）となります。

## <ベンチマーク目標（目指すべき水準）>

区分（※1、2）	区分の定義	目標値
通常店舗運営事業者	通常店舗数の割合 又は 通常店舗の電気使用量の割合が全体の90%以上の者	<b>707kWh/百万円以下</b>
小型店舗運営事業者	小型店舗数の割合 又は 小型店舗の電気使用量の割合が全体の90%以上の者	<b>308kWh/百万円以下</b>

※1：通常店舗運営事業者と小型店舗運営事業者のいずれにも当てはまらない場合は、通常店舗と小型店舗を区別し、それぞれの指標を報告するものとします。

※2：「通常店舗」は、店舗面積が100㎡以上の店舗です。また「小型店舗」は、店舗面積が100㎡未満の店舗です。

# 【参考】通常店舗と小型店舗の両方を保有している事業者の報告方法

- 報告方法は、以下のとおりです。
  - **通常店舗運営事業者**：通常店舗数 又は 通常店舗の電気使用量の割合が全体の90%以上の者  
→ 通常店舗と小型店舗をまとめて一つの指標として報告してください。
  - **小型店舗運営事業者**：小型店舗数 又は 小型店舗の電気使用量の割合が全体の90%以上の者  
→ 小型店舗と通常店舗をまとめて一つの指標として報告してください。ただし、通常店舗分を除外することも可能です。
  - **その他の事業者**（通常店舗保有割合が89%、小型店舗保有割合が11%等）：通常店舗運営事業、小型店舗運営事業を区別し、それぞれの事業について報告してください。
- なお、ベンチマークの対象事業者は、該当する区分でエネルギー使用量が年間1,500kl以上の者に限ります。

## 通常店舗（100㎡以上）

### A社

通常店舗数 又は 通常店舗における電気使用量：90%以上  
→ 「通常店舗運営事業者」として**全店舗まとめて報告**

## 小型店舗（100㎡未満）

### B社

小型店舗数 又は 小型店舗における電気使用量：90%以上  
→ 「小型店舗運営事業者」として**全店舗まとめて報告**  
**通常店舗を除外して報告することも可能**（※）

### C社

通常店舗数 又は 通常店舗における電気使用量：89%  
小型店舗数 又は 小型店舗における電気使用量：11%  
→ 通常店舗と小型店舗を**区別し、それぞれについて報告**

※通常店舗は小型店舗と比べて、エネルギー消費原単位が高いため、通常店舗分は除外してもよいこととします。

# 定期報告書におけるベンチマーク指標の報告

- 定期報告書とは、特定事業者（又は特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者）が、毎年7月末日までに、本社の所在地を管轄する経済産業局と事業を所管する主務大臣に提出するものです。

## ■ 定期報告書の記入例 （令和4年度報告の場合）

特定一第6表 ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称（セクター）	対象事業のエネルギー使用量（原油換算kl）	ベンチマーク指標の状況（単位）					中長期計画書に記載したベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値（単位）
			年度	年度	年度	年度	年度			
7 A	通常コンビニエンスストア業	18,943 kl	2017 年度実績	2018 年度実績	2019 年度実績	2020 年度実績	923kWh /百万円	2021年度のベンチマーク見込み	0%	707kWh/ 百万円
			*過年度のベンチマーク実績							

## 特定一第7表

### 1-1 判断基準のベンチマークの指標の算出に当たり、根拠となる情報

ベンチマーク対象となる店舗数： 通常店舗〇〇店舗， 小型店舗〇〇店舗

店舗全体に占める通常店舗数の割合： 95%

店舗全体に占める通常店舗における電気使用量の割合： 98%

### 1-2 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

ベンチマークの目指すべき水準との差  $707 - 923 = \blacktriangle 216\text{kWh}/\text{百万円}$

<未達理由>

昨年度は景気の悪化により、販売量が例年に比べ減少し、固定エネルギーの比率が増加したため。